

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

- 1 届出受理番号 01 -特-
- 2 事業所名
- 3 活動状況(国内)

(1) 構成員のみを求人者とするもの

取扱 業務等の区分	有 効 求人数	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		求 人 数				有効求 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
		常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	無期雇用			それ以外			
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
計	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	

取扱 業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
	離職	不明
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	人	人

(2) 構成員のみを求職者とするもの

取扱 業務等の区分	有 効 求人数	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		求 人 数				有効求 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
		常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	無期雇用			それ以外			
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
計	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	

取扱 業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
	離職	不明
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	人	人

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

取扱 業務等の区分	有 効 求人数	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		求 人 数				有効求 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
		常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	無期雇用			それ以外			
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	
計	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日	

取扱 業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
	離職	不明
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	人	人

4 活動状況(国外) (相手国別・総計)

取扱 業務等の区分	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就職 件数
		有 効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数	
		人	人	人	件	件
		人	人	人	件	件
		人	人	人	件	件
		人	人	人	件	件
計		人	人	人	件	件

5 職業紹介の業務に従事する者の数

人

6 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
	人	
	人	
	人	

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

⑧氏名又は名称

厚生労働大臣 殿

様式第8号の2（裏面）

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（3の（1）から（3）までの④欄にあっては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
 - (1) 3の（1）から（3）までの①の「求人数」及び③欄には、それぞれ「取扱業務等の区分」ごとに1ヶ年における求人及び就職数について、常用（4③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」）、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
 - (2) 3の（1）から（3）までの①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 3の（1）から（3）までの②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3の（1）から（3）までの④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 3の（1）から（3）までの欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
 - (1) 4の⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1ヶ年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4の⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4の⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ⑧欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。